

高知県教育委員会 会議録

令和2年4月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和2年4月17日(金) 13:30

閉会 令和2年4月17日(金) 14:30

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	伊藤 博明
	教育委員	平田 健一
	教育委員	中橋 紅美
	教育委員	木村 祐二
	教育委員	永野 隆史
	教育委員	森下 安子

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	高橋 慎一
〃	教育次長	高岸 憲二
〃	教育次長	長岡 幹泰
〃	参事兼人権教育・児童生徒課長	黒瀬 渡
〃	教育政策課長	菅谷 匠
〃	教職員・福利課長	国則 勝英(専決3,4号)
〃	教職員・福利課企画監	山脇 聡美(専決3,4号)
〃	小中学校課長	武田 浩志(専決6号、報告1号、付議第3号)
〃	高等学校課長	濱川 智明
〃	文化財課長	中平 貢正(付議2号)
〃	保健体育課課長	前田 義朗(専決6号、報告1号、付議第3号)
〃	教育政策課課長補佐	泉 千恵
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	三谷 玲子(会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	小島 文晴(会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

教育長	4月定例委員会を開催する。 本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事務局からの出席者を議案関係課のみとしている。
教育次長(総括)	(提案説明)
教育長	付議第1号及び第2号は、個人の情報を含む議案のため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手
 教育長 それでは、付議第1号及び第2号を非公開の取扱いとする。
 また、本日は、順不同となるが、緊急にご審議いただきたい議案がある
 ので円滑に審議を進めるために、まず付議第3号からご審議いただき、
 次に専決処分報告6件、報告事項1件を報告した後に、付議第1号及び
 2号をご審議いただく進捗とさせていただきます。

【付議第3号 新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における一斉臨時休業に
 関する議案 (高等学校課)】

- 高等学校課長 説明
- 質疑

	【質疑等なし】
教育長 各委員 教育長	付議第3号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第3号を原案のとおり議決する。

【専決処分報告第1号 3月定例教育委員会への付議議案(第4号)の取消しに関する専
 決処分報告 (教育政策課)】
 【専決処分報告第2号 指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則
 に関する専決処分報告 (教育政策課)】

- 教育政策課長 説明
- 質疑

	【質疑等なし】
教育長 各委員 教育長	まず、専決処分報告第1号の承認を求める。賛成する委員は挙手をお願い する。 全員挙手 付議第1号を原案のとおり承認する。
教育長 各委員 教育長	次に、専決処分報告第2号の承認を求める。賛成する委員は挙手をお願い する。 全員挙手 付議第2号を原案のとおり承認する。

【専決処分報告第3号 県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則に
 関する専決処分報告 (教職員・福利課)】
 【専決処分報告第4号 高知県立学校職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令
 に関する専決処分報告 (教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

永野委員	最終評価者は一次評価者、二次評価者のどちらでもよいのか。
事務局	構わない。
平田委員	3ページの「1重点とする職務の目標」だが、以前も少し触れたが、文章を見ると、①、②、③では3つ選ぶということは分かるが、④には何を書くのか。成果目標に業務改善目標を追加するというので、記入の仕方マニュアルのようなものがあるのか。
事務局	実施要領があり、そちらの様式には記入の仕方が記載されている。
平田委員	要領を見れば、記入する人は④に何を書けばよいか分かるということだよいか。
事務局	そうである。
教育長	まず、専決処分報告第3号の承認を求め。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	付議第3号を原案のとおり承認する。
教育長	次に、専決処分報告第4号の承認を求め。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	付議第4号を原案のとおり承認する。

【専決処分報告第5号 高知県立高等学校における遠隔授業の実施に関する規則に関する
専決処分報告 (高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

木村委員	この規則では岡豊高校に所属する先生以外は遠隔ができないということで、他の学校に所属する先生が専門的な授業を遠隔で行うということは基本的にはあり得ないということだよいか。
教育長	今の規則では、遠隔授業を行う教員は受信先の教員でなければならないということがある。岡豊高校の教員は、吾北分校など中山間地域の高校の兼務を発令している。他の学校の教員は、単位を認定する正規の授業としては、なかなかできない。参考として授業をしたり補習ではできるが、今の制度上は、その学校の教員でなければならない。岡豊高校の分室の教員

	<p>は10校すべてを兼務する形になっている。</p> <p>必要があれば兼務を発令し他の学校でもできるようになる。</p>
中橋委員	<p>年度途中での発令はできるか。</p>
教育長	<p>必要があれば出来ると思う。</p>
永野委員	<p>今のこうした状況の中で、メディアを介した授業は、非常に関心が寄せられている。遠隔地に関わらず対応できるようなバリエーションは、こういう中から発生してくるのか。もしくは、別途何か規則のようなものを用意するか。</p>
教育長	<p>今行っている授業を、ただ単にそのまま映像に写して成り立つというものではなくて、やはり遠隔授業用のノウハウが必要になる。遠隔授業が、今回の対応のように、将来的に各家庭用に対応できるようなコンテンツにつながっていくと思う。教育政策課長から補足説明をお願いする。</p>
事務局	<p>この後にも報告するが、今回の臨時休業に伴い、学習の遅れをしっかりと補っていかなければならない。現在、教育委員会事務局では、教育センター、小中学校課、高等学校課に所属している指導主事において、授業動画の撮影を進めており、これを各学校から各家庭に案内してもらう。自宅から学習できるような支援教材の作成について、昨日から着手し始めたところである。</p>
永野委員	<p>今の規則上は、評価者と実施者が一緒になければならないので、そういう意味で兼務発令をして、一体にして責任を持たせるということか。(授業に特化したものか。)</p>
教育長	<p>この規則と別に定めるものとして、遠隔で単位認定する授業を行うだけでなく、遠隔授業の研究という職務を与えている。これは新しい取組で全国的にも珍しく進んだ取組である。まだまだ未知な部分もあるので、研究という部分を進めていき、これを全県的なものにしていきたいと考えている。</p>
教育長 各委員 教育長	<p>専決処分報告第5号の承認を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第5号を原案のとおり承認する。</p>

【専決処分報告第6号 新型コロナウイルス感染症対策のための学校における臨時休業に関する専決処分報告 (教育政策課・高等学校課)】

【報告第1号 学校等における新型コロナウイルス感染症に係る対応について

(教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

中橋委員	<p>臨時休業期間中の教職員の出勤については、どのように指導していて、実際どうなっているか。</p>
事務局	<p>まずこれまでの期間については、通常勤務となっている。ただ、今回の緊急事態宣言を受け、外出等について人との接触を避けるということになっている。この点については、県庁職員や県立の教職員に係る全体の話になってくるので、知事部局等と協議して、特に在宅勤務ということになってくると思うが、早急にこの方針について決定していきたいと考えている。</p>
森下委員	<p>先ほど動画教材を早急に作成し、アクセスできるようにするという話があったが、いつ頃から活用できるかの目途はあるか。</p>
事務局	<p>こういったものは完全な形を目指してしまうとどうしても遅れてしまうので、出来たものから順番に、来週以降速やかに実施したい。スタートアップの時点では足りないと思われるかもしれないが、まずは少しでも早く子どもたちに届けられることが大事だと思うので、来週以降少しでも早く対応していきたいと考えている。</p>
森下委員	<p>この動画教材にアクセスするためにどんなことが必要なのか教えてもらいたい。</p>
事務局	<p>基本的には自宅で（学習する）ということになる。以前の教育委員会で説明したが、1人1台端末については、今年度整備を進める予定ではあるが、実際には学校にはまだ納品されていない。そういったことから、タブレットやスマートフォンのある家庭、もしくは無い場合も含め様々なことが想定はされるが、（そういったものが）ある家庭では、基本的には、自宅で各家庭の媒体を介してアクセスしてもらうことになる。また、無い家庭では、例えば学校でパソコンにダウンロードして、そのパソコンを貸与するというような対応ができないか、そういった工夫をしていきたいと考えている。</p>
森下委員	<p>家庭によっては、アクセスできない所もあると思うので、そういう家庭にも丁寧な対応をしてもらいたい。</p> <p>大学生の中にも、インターネット環境が整っていない学生がいて、その対応に大学も苦慮している。大学生でさえそんな状況であり、ましては家庭となると、高知県ではそういう環境が整っていない家庭が多いのではないだろうか。</p>

事務局	<p>オフラインでも、何か視聴できるような、そういった点にも配慮していきたい。</p>
木村委員	<p>各市町村教育委員会の状況は4月15日現在となっているが、非常事態宣言を受けてから、どうなっているか分かっているか。</p>
教育長	<p>昨夜の段階で、小中学校課から各市町村教育委員会に対して、非常事態宣言が出たので、休業の方向になる可能性があるかもしれないという内容を、予め連絡させていただいている。先ほど議決をいただいて、これから通知を出す段階なので、まだ全てという状況ではないが、休業の通知をした場合には、各市町村が足並みをそろえて、休業となるのではないかと思う。(今日の)午前中に、どこかが休校を延長したのではなかったか。</p>
事務局	<p>土佐町である。</p>
教育長	<p>このように市町村独自に判断して延長したという話も聞いている。</p>
木村委員	<p>高知市の場合は、どうしても子どもを預けなければならない、例えば医療従事者や看護師などのために、学校で一次的に預かるような機能はあるのだろうか、小さな町村ではそのような機能があるのかどうか、学校の先生がその対応できるのかどうか、心配なところがあるかどうか。</p>
事務局	<p>これまでの3月中の対応、また4月に入ってから休業の状況を確認すると、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、また学校の教員が受け入れる場合の3つの類型がある。それぞれの対応があったり、これを組み合わせて、例えば午前中は学校の教員が見て、午後は児童クラブの指導員が来るのでそちらで見るとというような対応をしたりして、地域の実態に合わせて様々な対応をしてもらっている。今回の緊急事態宣言に伴った対応についてはフォローしていく必要があるが、現時点では、3月または4月に入ってからの子どもの居場所の確保については、高知市以外の市町村でも対応をしていただいているように聞いている。</p>
中橋委員	<p>今回はこれまでとは違い、教職員についても休業させるというようなことを検討していると説明があったが、そうすると放課後の居場所などで見る側の人々が結局休まなくてはいけなくなるが、これについてどう対応していくのか、今の検討状況を教えてもらいたい。</p>
事務局	<p>現時点では、全体の方針について、まさに協議をしているところである。県庁、県立関係の職員について、どういう対応を取っていくのか。最終的</p>

	<p>には県で方針を示しても、個々の市町村の小中学校の服務管理になるので、各市町村がどう対応を図るかとなってくる。</p> <p>県が対応を図った場合に、市町村において原則どうしてもらうか、そして子どもの居場所確保というような業務がある場合に、その考え方をどのようにしてもらうか、そういったことも考慮しながら検討を進めていきたい。</p>
教育長	専決処分報告第6号の承認を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
教育長	全員挙手
各委員	付議第6号を原案のとおり承認する。

【付議第1号 高知県産業教育審議会委員の任命議案 (高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長	付議第1号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	付議第1号を原案のとおり議決する。

※今回決定した委員名簿は別紙のとおり

【付議第2号 高知県文化財保護審議会委員の任命議案 (文化財課)】

○文化財課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長	付議第2号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	付議第2号を原案のとおり議決する。

※今回決定した委員名簿は別紙のとおり

(5) 議決事項

専決処分報告第1号から第6号 原案どおり承認

付議第1号から第3号 原案どおり議決